

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学利益相反ポリシー

平成16年4月1日

1. 基本姿勢

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は、本学の研究成果の社会還元を重要な使命のひとつとし、産官学連携等を積極的に推進していくが、かかる活動を行うに際し、職員等は、学外の組織から経済的利益を得たり、学外の組織に対し一定の責務を負う場合が従来より増加すると想定される。

これら学外との連携等の活動を行うことにより、職員等の個人的な経済的利益や学外組織に対する責務が、本学における大学の使命（大学の利益）や職員等の責務と衝突する事態（即ち、利益相反及び責務相反（以下「利益相反」という。）といわれる状況）が生じ得る。

本学がこのような状況に対して適切な対応を怠ることは、本学のインテグリティが損なわれ、本学の使命を遂行する上で阻害要因となり、学外との連携等の活動のみならず、研究及び教育にも悪影響を及ぼすおそれを招くものと認識する。

ここにおいて本学は、学外との連携等の活動を推進するにあたり、職員等が利益相反行為をしてはならないこと、またそのような謗りや疑いを持たれることのないように努めることが職員等の義務であることを明確にする。

さらに、学外との連携等を適正かつ円滑に推進していくにあたり、利益相反による大学の使命や利益に対する阻害を防止すべく、以下のような利益相反の防止と問題対処に向けた学内体制を強化していく。

2. 利益相反の防止等に向けた学内体制の強化

(1) 主管部署の設置

学内に利益相反を取り扱う部署を設置し、以下に述べる業務を含む利益相反に関する業務を行う。

- ①利益相反に係る学内規程の見直し、ガイドラインの作成、職員等の自己申告システムの構築及びその他利益相反ポリシーの実施に必要な事項について策定及び実施
- ②利益相反に関する職員等からの申告に対する審査及び相談への対応
- ③利益相反等審議会（仮称）の運営に関する事務及び学長権限に係る事務
- ④利益相反問題の処理

(2) 利益相反等審議会（仮称）の設置

学内に大学の機関として、学外有識者を含めた「利益相反等審議会（仮称）」を設置し、学長の判断に対する異議申立等及び利益相反に関し学長が諮問する事項について審議する。

(3) 自己申告の情報公開

職員等が届け出た自己申告の内容は、個人情報に係る部分を除き、公開するものとする。

以上